

2020年10月16日 みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部

-政策関連—

<u>みずほ中国 ビジネス・エクスプレス</u> (第523号)

-- 【速報版】上海市、外商投資条例を公布--

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

上海市人民代表大会は 2020 年 9 月 25 日に『上海市外商投資条例』(上海市人民代表大会常務委員会公 告第 45 号。以下、条例) 1を全会一致で可決し、27 日付で公布しました。条例は、今年 1 月 1 日から施 行された『外商投資法』と、その実務的な規則である『外商投資法実施条例』の内容を踏襲した上で、 上海市における外商投資の促進、保護等に関する規定を具体的に定めています。条例は 2020 年 11 月 1 日より施行します。

□ 地方法規の早期打ち出しで外資利用の高度化を目指す

上海市は中国対外開放の窓口として、『外商投資法』および『外商投資法実施条例』の方針に基づき、 外商投資管理に関する地方法規を全国に先駆けて打ち出し、外資利用の高度化を着実に推進する姿勢を 見せました。条例は、総則、開放拡大、投資促進、投資保護、投資管理とサービス、附則の6章から構 成され、『外商投資法』、『外商投資法実施条例』と比べ、法的責任の章がなく、開放拡大の章が設け られています。

条例は、上海に進出する外資系企業の権益保護や、事業展開の円滑化を図るため、市、区の政府と関 係部門、法的機関などに対し協同的な活動により効率的なサービス提供を求めました。商業秘密や知的 財産権などの保護とビジネス紛争解決能力の強化、苦情対応の迅速化と透明化、政府調達や地方標準の 策定などへの参与につき内国民待遇の確保、などに関する内容が盛り込まれています。

このほか、条例では外資誘致につき、上海自由貿易区及び臨港新エリア、虹橋商務区、長江デルタ生 態グリーン一体化発展モデル区、輸入博覧会の取り組み内容を示し、外資による地域本部や機能性機構、 投資性会社、研究開発センターなどの設立を奨励する方針も明記しています。

条例はまた、外資系企業による起債や、株式発行、外債借入などのファイナンス活動に係る国境をま たぐ資金移動につき利便性の向上を図ることにも言及しています。

条例の主な内容については、下表の通りです。

¹ 中国語原文については、以下の URL よりダウンロードできます。

[⇒]http://www.spcsc.sh.cn/n8347/n8467/u1ai221814.html



【図表 1】条例の主な内容

-7-5	
項目	内容(抜粋)
	✓ 銀行、証券、保険、先物、投資信託、資産管理、信用格付けなどの金融分野の開放を
	先行実施。電信、インターネット、医療、交通運輸、カルチャー、教育などの分野の
	開放拡大を推進(第9条)
	✓ 外商投資に係る試行政策は、本市の自由貿易区以外地域での適用が可能。国が自由貿
	易区のみ適用と定めた場合を除く(第 10 条)
開放拡大	✓ 臨港新エリアは、ヒト・モノ・カネ・情報の自由化を目指し、より開放的な外商投資
	政策と国際的競争力のある税収政策を実施(第 11 条)
	✓ 虹橋商務区は、世界とのアクセス機能をさらに強化し、現代サービス業の発展に力点
	を置き、長江デルタ地域間の連携を深める(第 12 条)
	✓ 輸入博覧会による開放拡大への波及効果を十分に発揮し、出展者とのアクセスサービ
	スを強化し、輸入博覧会と投資促進活動の協働を推進(第 13 条)
	✓ 外資による地域本部と機能性機関、投資性会社の設立を奨励(第21条)
	✓ 外国投資家による研究開発センターの設立や、グローバル研究開発センターへの昇格
	を奨励 (第 22 条)
	✓ 上海における金融機関が外商投資企業に対し、株式、社債の公開発行や、外債借入な
投資促進	ど多様な資金調達方法を提供することを奨励(第 23 条)
	✓ 外商投資企業による中国本土での再投資を奨励(第24条)
	✓ 区政府は、外商投資促進インセンティブ措置を制定し、当地の経済・社会への貢献度
	が高い外商投資企業などに褒賞を与えることが可能(第25条)
	✓ 外国投資家と外商投資企業の知的財産権を厳格に保護し、区域、部門を跨いだ知的財
	産権のスピーディーな協同保護メカニズムの構築を推進、知的財産権を侵害する行為
	を処罰 (第 29 条)
	✓ 政府部門は、外国投資家、外商投資企業と合意した事項、契約につき、行政区画の調
投資保護	整、政府の組織再編、責任者の交代等を理由に違約してはならない。法で定められた
汉兵休政	権限の踰越により合意内容の履行が不能となる場合、法的責任を負わなければならな
	い (第 34 条)
	✓ 外商投資企業は本市の専門標準化技術委員会に参加する代表を推薦することが可能。
	外商投資企業による全国専門標準化技術委員会への参加を奨励(第35条)
	✓ ネガティブリスト以外の分野に投資する外国投資家に対し、内資·外資一致の原則に
	基づき管理を実施(第40条)
	✓ 外国投資家と外商投資企業が固定資産投資に係る新設、合併買収を実施する前、投資
投資管理と	プロジェクトオンライン審査監督管理プラットフォームを通じ、発展改革などの部門
サービス	に許可もしくは届出を申請しなければならない(第42条)
	✓ 外商投資企業の外国籍職員に対し、就労許可や出入国、滞在·在留などに便宜を図る。
	「外国人就労・在留の単一窓口」を通じ就労と在留の許可手続きを行う場合、7営業
	日以内に1度で完了(第47条)
	The state of the s

(条例に基づき、中国アドバイザリー部作成)

条例の可決に合わせて開かれた記者会見で、上海市人民代表大会常務委員会・法制工作委員会の丁偉主任は、「条例は上位法の方針に合致するもので、また同時に上海市における外資利用促進の実務に適した地方法規でもある。今回の条例の発表は、開放拡大に対する上海の決意を見せたもの」と評価しました。今後も、関連ルールの実行状況を注目していく必要があるでしょう。

*

『規則』の詳細については、3ページからの日本語仮訳および14ページからの中国語原文をご参照ください。なお、具体的な実務手続き等については、関連主管部門または所在地の法律事務所にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部】



(日本語仮訳)

上海市人民代表大会常務委員会公告 第 45 号

『上海市外商投資条例』は 2020 年 9 月 25 日に上海市第十五期人民代表大会常務委員会第二十五回会議 で可決され、現在公布する。2020 年 11 月 1 日より施行する。

> 上海市人民代表大会常務委員会 2020 年 9 月 25 日

上海市外商投資条例

(2020年9月25日に上海市第十五期人民代表大会常務委員会第二十五回会議で可決)

第一章 総則

第一条 本市のさらなる高いレベルの対外開放を一層推進し、外商投資を促進・安定させ、外商投資の 合法的権益を保護し、全面的な開放の新局面の形成を加速するために、『中華人民共和国外商投資法』、 『中華人民共和国外商投資法実施条例』などの法令規則に基づき、本市の実情に合わせて、本条例を制 定した。

第二条 本市の行政区域内の外商投資及びその促進、保護、管理、サービス等の業務は本条例を適用する。

第三条 本市は市場化・法治化・国際化・便利化の原則を遵守し、外商投資に対する国民待遇を全面的に実施し、外商投資の促進・保護メカニズムを確立・改善し、安定した、透明で、予期可能、公正な競争ができるような市場環境を作り、対外開放のレベルを高める。

第四条 本市は外商投資に対し参入前内国民待遇とネガティブリスト管理制度を全面的に実施する。外商投資ネガティブリスト以外の分野につき、本市の各級人民政府およびその部門は外商投資に対して参入制限を設けてはならない。

本市は、国の規定に基づき、設立、運営、処置など各段階において、外国投資家及びその投資に、同類の状況で本国の投資家及びその投資に与える待遇を下回らない待遇を与える。

第五条 市・区の人民政府は、外商投資業務に対する指導、各方面の協働・作業推進への取り組みを強化し、外商投資の促進と利便化を図る政策・措置を制定し、外商投資に関する議事・協調メカニズムを確立・整備し、外商投資活動における重大な課題につきタイムリーに対応・解決しなければならない。市の商務・発展改革部門は、役割分担に基づき、外商投資の促進、保護、管理とサービスなどの業務



を担当する。市のその他の関連部門は各自の職責の範囲内で、外商投資関連の業務を行う。

区の人民政府の外商投資を担当する部門(以下、区商務部門)およびその他の関連部門は、役割分担に基づき、当区の外商投資の促進、保護、管理とサービスなどの業務を行う。

第六条 市、区商務部門は主担当として外国投資家、外商投資企業が提出した部門、区域を跨ぐ問題の協調解決に取り組む。各関連部門は各自の職責に基づき、解決に向けて積極的に推進し、その結果を市、区商務部門にフィードバックしなければならない。市、区商務部門はその処理結果を遅滞なく外国投資者、外商投資企業にフィードバックしなければならない。

第七条 外商投資企業の職員は法に基づき労働組合組織を設立し、労働組合活動を行い、職員の合法的 権益を保護する。外商投資企業は、同企業の労働組合に必要な活動条件を提供しなければならない。

第二章 開放拡大

第八条 本市は、開放の中枢とポータル機能を強化し、国の対外開放の全体方針に従い、ハイレベルの 国際投資・貿易共通ルールを実施し、商品と要素の流動上の開放からルール、規制、管理、基準など制度上の開放への拡大を推進し、より深いレベル、より幅広い領域で、全面的なハイレベルの開放をさら に推進する。

第九条 本市は、サービス業に関する国の対外開放政策の方針に基づき、銀行、証券、保険、先物、投資信託、資産管理、信用格付けなどの金融分野の開放を先行推進し、電信、インターネット、医療、交通運輸、カルチャー、教育などの分野の秩序のある開放拡大を推し進める。また、本市におけるその他のサービス業に関する国の開放拡大政策措置の先行実施に積極的に取り組む。

第十条 中国(上海)自由貿易試験区(以下、自貿試験区)は、開放拡大の試験田という役割を発揮し、 対外開放をさらに強化しなければならない。また、世界の最高レベルと最高水準に照準し、国の方針に 従い外商投資に係る試行政策を実施し、対外開放におけるストレステストという任務を担い、他地域に 導入、普及可能な経験を積み重ねる。

外商投資に係る試行政策は、本市の自貿試験区以外のより広い地域での適用が可能である。しかし、 国より自貿試験区のみ適用と定めた場合を除く。

第十一条 中国(上海)自由貿易試験区臨港新エリア(以下、臨港新エリア)は、国家戦略に合致し、 国際市場でのニーズが大きく、対外開放への要求の高い重点領域を選択し、差別化の模索を行い、より 開放的な外商投資自由化、便利化政策と制度を実施し、投資・経営便利、貨物の自由進出、資金流動の 便利、輸送の高度開放、人員の自由就労、情報の迅速連通などを実現し、国の規定に基づき国際的競争 力のある税収制度と政策を実施し、より国際市場での影響力と競争力を持つ特殊な経済機能区を作り上



げる。

第十二条 本市は長江デルタ(以下、長三角)地域の一体化発展戦略に基づき、長三角地域の業務協力体制を元に、重点領域の対外開放を共同推進し、長三角地域の質の高い対外開放の全体レベルを絶えず高める。長三角地域の生態グリーン一体化発展モデル区の建設を重点とし、イノベーション発展における制度上の優位性の形成を模索し、開放における相乗効果を強め、外商投資産業の分布が合理的になるよう導き、長三角地域の生態グリーン一体化発展モデル区における政府認可類の投資プロジェクトリストの統一・整備を推進し、リスト以外の外商投資プロジェクトに対し届出制を実施する。外商投資企業の登記標準、手続きフローと取扱モデルの統一を推進する。統一的な外国高度人材の就労許可の相互認定とサービス制度を確立する。

虹橋商務区の世界とのアクセス機能をさらに強化し、現代サービス業の発展に力点を置き、長三角地 域間の連携を深め、虹橋国際開放ハブを形成させる。

第十三条 本市の関連部門は、中国国際輸入博覧会(以下、輸入博覧会)による開放拡大への波及効果を十分に発揮し、輸入博覧会の国際調達プラットフォーム、投資促進プラットフォーム、人的文化交流プラットフォーム、開放協力プラットフォームの役割を生かし、輸入博覧会の出展者とのアクセスサービスを強化し、貿易投資のサポート活動を企画、展開し、輸入博覧会と投資促進活動の協働を推進しなければならない。

第十四条 開放拡大の分野に国レベルの立法が必要である場合、本市は国の関連部門との意思疎通を強化し、関連法律、行政法規、国務院の決定および部門規則などにつき適用のために調整するよう提案しなければならない。

関連法律、行政法規および国務院の決定などが、すでに外商投資関連規定に対し、調整して適用する とした場合、国の関連部門により関連の管理弁法を制定、または調整すべきと同時に明確にしたものを 除き、本市は直ちにそれを実行しなければならない。

第三章 投資促進

第十五条 市、区人民政府は政府が主導し、専門機構、商工会、協会および企業などが共同参加する外 商投資促進サービス体系を整備・確立し、外国投資家と外商投資企業に対し全面的かつ的確な投資促進 サービスを提供しなければならない。

第十六条 本市は統一的な外商投資促進サービスプラットフォームを構築し、外商投資関連法律、法規、 規定、規範性文書、政策措置をまとめ、業界動向、投資促進プロジェクトの情報などを公開し、オンラインとオフラインの協働により投資情報、ビジネスマッチング、投資案件へのアクセスなどのサービス を提供する。



外商投資促進サービスプラットフォームは徐々に多言語情報サービスを開拓しなければならない。

第十七条 市、区人民政府および関連部門は、都市や区域の宣伝、特別テーマの PR、契約締結の集中 実施など多様な形式の投資促進活動を展開しなければならない。

市外商投資促進機構は、上海の投資環境を宣伝し、投資促進活動を展開し、外国投資家と外商投資企業の業務相談に対応し、各区、自貿試験区と臨港新エリア、国家級と市級の開発区、虹橋商務区などにおいて設立した投資促進機構に対し外商投資促進活動の実施を指導しなければならない。

各投資促進機構が国内外で投資促進活動を展開することを支持し、展示会、カルチャー、科学技術、スポーツ、観光など国際的な大型イベントとの協働を推進し、外資誘致のチャネルを開拓し、引き入れる外資の質を高める。

市の商務部門は、外事部門と協力し、本市が海外で展開する外商投資促進活動に対する統括、指導、サポートを行わなければならない。

第十八条 本市は、国際友好都市、友好組織およびその他の海外都市、地域との投資・経済貿易分野における交流と協力を強化する。

市の商務部門と外商投資促進機構などは、海外の駐上海投資促進機構などとの連絡を強化し、投資促進の協力関係を確立し、実際の需要に応じて海外に投資促進事務所を設立し、海外投資促進ネットワークの整備を推進する。

本市が海外に設立した投資促進機構は、市、区関連部門および園区とのアクセスや、本市企業の海外駐在員事務所との協働を強化し、プロジェクトの誘致等のサービス活動を共同で着実に行わなければならない。

第十九条 市の商務部門は関連部門と外商投資ガイドブック、外商投資環境白書などの手引きを定期的に編制し、中国語や英語などの言語で公布し、速やかに更新しなければならない。区の商務部門は実際の状況に基づき、当区の外商投資ガイドブックを編成しなければならない。

外商投資ガイドブックは、当該区域の経済社会の基本状況、重点エリア、優位性などの投資環境の紹介、外商投資の実務手引き、投資促進プロジェクト情報および関連データ情報などの内容を含まなければならない。

第二十条 外国投資家による国の『外商投資奨励産業目録』と本市の重点発展分野での投資を奨励・誘導する。

外国投資家が『外商投資奨励産業目録』に掲載されたプロジェクトに投資する場合、規定に基づき税制、土地利用等の優遇政策を享受する。外商投資奨励類プロジェクトの確認手続きは、プロジェクトのオンライン審査管理プラットフォームを通じて行われる。

外国投資家が市・区の重点発展分野のプロジェクトに投資する場合、市・区人民政府は権限の範囲内で関連費用の減免、土地利用の確保などの奨励措置を制定することが可能である。



第二十一条 本市は高水準の本部経済プラットフォームを構築し、外国投資家が本市において多国籍企業の地域本部と各機能性機構を設立することを奨励し、業務統括や、機能開拓、アジア太平洋地域本部、グローバル本部への昇格を支持する。多国籍企業の上海本部および機能性機構構は、資金援助や人員の出入国、人材誘致、資金決済、貿易・物流、物品の通関などに関する便利化政策を享受できる。

市の商務部門は関連部門と協働して持続的に政策措置を革新し、多国籍企業の地域本部と各機能性機構の誘致、認定とサービスなどの業務を着実に実施しなければならない。

本市は外国投資家による本市での投資性公司の設立を奨励し、投資性公司による法に従う投資活動の展開を支持し、その株式取引や、資金移動等に対し便利を提供する。

第二十二条 外国投資家による本市での外資系研究開発センターの設立や、グローバル研究開発センターへの昇格を奨励する。外資系研究開発センターは市の商務部門により認定される。市の商務、科学技術、発展改革などの部門は、認定された外資系研究開発センターに対し、政府の科学研究プロジェクトへの参与、研究開発成果の産業化、国際・国内での特許出願、研究開発用品の輸入などの面でのサービスを強化し、便利を提供しなければならない。

外国投資家が本市において開放的なイノベーション・プラットフォームを設立し、先進技術、専門家、 資金、成果、実験施設などの資源を集約し、中小企業、イノベーションチームと多国籍企業とのマッチ ングを推進し、イノベーションのレベルを高めることを奨励する。

第二十三条 本市は、上海における金融機構が外商投資企業に対し多様的な資金調達手段を提供することを奨励する。外商投資企業は法に基づき銀行の貸付、中国本土または域外における株式、社債などの証券の公開発行、その他の資金調達ツールの公開または非公開発行、外債の借入などの方法を通じて資金調達を行うことが可能である。

本市の金融機構は国のクロスボーダーファイナンスに関する管理政策に基づき、外商投資企業による 人民元と外貨のクロスボーダーファイナンスに対し相応の便利を提供する。

第二十四条 外商投資企業が法に従い中国本土で再投資を行うことを奨励する。

外国投資家は中国内での投資収益を以って中国内で投資拡大する場合、法に基づき企業の再投資に充 てる利益に対する所得税の事前徴収の免除などの優遇措置を享受できる。

第二十五条 区人民政府は、法定の権限内に外商投資促進インセンティブ措置を制定することができ、 当地区の経済・社会への貢献度が高い外商投資企業、および外商投資促進に対し突出した貢献がある機 構と人員に褒賞を与える。

第四章 投資保護



第二十六条 市、区人民政府および関連部門は、政府資金の提供、土地供給、税金減免、資質認可、基準制定、プロジェクトの申告、職級評定、人的資源などの面で企業の発展を支持する政策・措置を実施し、法に基づき外商投資企業を平等に取り扱う。

外商投資企業は、本市の公共資源取引プラットフォームを通じて、法に基づき政府調達、入札応札、 土地譲渡、財産権取引などの活動に平等に参与する。

第二十七条 本市は法に基づき外国投資家の投資を徴収しない。特殊な状況下で、公共利益のために法律の規定に従い外国投資家の投資を徴収する場合は、法定のプロセスを厳格に順守し、非差別的な方法で行い、徴収された投資の市場価値に基づき遅滞なく補償しなければならない。

自然災害、公衆衛生事件などの突発的な事件に対応するため、市、区人民政府および関連部門は法に基づき外商投資企業の財産を徴用、または生活必需品と緊急救援物資を生産、供給する外商投資企業に供給を保証するよう生産の実施を要請することができる。徴用された財産は、使用済みまたは突発的な事件の緊急対策が完了した後、速やかに返還しなければならない。外商投資企業の財産が徴用され、または徴用された財産が毀損・消失した場合は、法に従い補償しなければならない。

第二十八条 外国投資家が中国国内における出資、利益、投下資本のリターン、資産処理による所得、取得した知的財産権使用料、法に基づき取得した補償もしくは賠償、清算所得等については、法に基づき人民元もしくは外貨を以って自由に振込・払出できる。外商投資企業の外国籍職員及び香港、マカオ、台湾の職員の給与収入及びその他の合法的な収入については、法に基づき自由に払出することができる。いかなる単位及び個人は法規定に違反し通貨種類、金額及び振込・払出の頻度等に対し制限してはならない。

本市の銀行業金融機構が、フィンテックの応用を強化し、外商投資企業に対し対外支払・受取の便利化と決済の電子化サービスの提供を奨励し、外国籍および香港、マカオ、台湾の職員の給与の外貨転に対する便利化措置を模索する。

第二十九条 本市は法に基づき外国投資家と外商投資企業の知的財産権を厳格に保護し、区域、部門を 跨いだ知的財産権の迅速協同保護メカニズムの構築を推し進め、司法、行政法執行の知的財産権保護体 系を絶えず改善し、法に基づき外国投資家と外商投資企業の知的財産権を侵害する行為を処罰する。

本市の各級人民法院は外国投資家と外商投資企業の知的財産権に関わる証拠保全、行為保全の申立に対し、迅速に受理、審査し、法に基づき判定し、直ちに実行しなければならない。常習的侵害、悪意のある侵害、その他の情状が重大な侵害行為は、法に基づき懲罰的賠償などの処罰措置を適用する。関連法律の適用に関するガイドラインを適時に打ち出し、中国語と英語版の司法による知的財産権保護の典型的事例を発表する。

第三十条 本市の関連部門は、内部管理制度を構築・整備し、有効な措置を採り、職責の履行において 知り得た外国投資家、外商投資企業の営業秘密を保護しなければならない。法に基づきその他の部門と



情報を共有する必要がある場合、情報に含まれる営業秘密に対し秘密保持処置をとり、漏えいを防止しなければならない。

本市の各級人民法院は営業秘密に対する法的保護を強化し、法に基づき証拠規則を適用させ、権利者が権利を守るための負担を軽減させなければならない。

第三十一条 本市は、外国投資家と外商投資企業が自主的原則と商慣習に基づき、本市の各種類の市場 参加者、科学研究機構との技術協力の展開を奨励し、法に基づき保障する。

第三十二条 本市は法に基づき外商投資企業が政府調達に平等に参与することを保障する。

本市は、政府の調達情報の発表、サプライヤーの条件の確定、評価基準などの面において、外商投資企業の待遇に差別をつけてはならず、サプライヤーの所有制形式、組織形式、株主構成または投資家の国別、製品、もしくはブランドなどを限定してはならず、外商投資企業が中国本土において生産した製品、提供したサービスに対し内資企業と差別的に取り扱ってはならない。

第三十三条 本市は外商投資と関連する地方的法規、規則、規範性文書を制定し、起草部門は外商投資企業および商工会、協会などの意見と提案を十分に聴取しなければならない。

外商投資に関する規範性文書を制定するには、規定に基づき適法性審査を行わなければならず、根拠となる法律、行政法規がない場合、外商投資企業の合法的権益を損ない、またはその義務を増やしてはならない。

本市は外商投資企業の生産経営活動と密接に関係する規範性文書と政策措置を制定する際、実施前に適応調整のために必要な猶予期間を設けなければならない。国が別途で規定した、もしくは公表後直ちに実施しなければ実施に障害が生じる場合を除く。

制定機構は外商投資と密接に関係する地方的法規、規則、規範性文書を公布する際、読みやすく分かりやすい方式で解読をし、対応する英訳もしくは摘要を提供しなければならない。実情に応じて、多言語訳もしくは摘要を提供することもできる。第三十四条 市、区人民政府および関連部門は、その法定権限内に外国投資家、外商投資企業に対し、法に基づき行った書面での政策に係る約束事項および法に基づき締結した各種契約を厳格に履行しなければならず、行政区画の調整、政府の政権交代、機構もしくは職能の調整及び関連責任者の交代等を理由に契約や約束に背いたり、破ったりしてはならない。

市、区人民政府および関連部門は、法定権限の踰越により、約束事項もしくは契約が無効または履行 不能になった場合、法に基づき法的責任を負わなければならない。

第三十五条 本市は外商投資企業が法に基づき平等に地方標準の制定、改定作業に参与することを保障 し、外商投資企業の生産経営と密接に関係する地方標準について、外商投資企業の意見を十分に聴取し、 標準の意見募集案の英訳もしくは摘要の提供を模索する。外商投資企業は本市の専門標準化技術委員会 に参加する代表を推薦することが可能である。外商投資企業の代表による全国専門標準化技術委員会へ の参加を奨励する。市場監督管理部門と関連部門は、法に基づき地方標準の制定、改定の全過程の情報



を公開し、外商投資企業による地方標準の起草関連作業への参与、標準の翻訳及び標準の国際協力など に対し便利と指導を提供しなければならない。

標準及び地方標準指導性技術文書を利用し、外商投資企業の公正競争への参与を妨害する行為を実施 してはならない。

第三十六条 外商投資企業は法に基づき 本市の給水、ガス供給、汚水処理、ゴミ処理および都市の道路、軌道交通、その他の公共交通などの建設、運営プロジェクトの特許経営活動に従事することが可能である。

本市の都市インフラ分野の特許経営政策は、法に基づき外商投資企業にも適用する。

第三十七条 外商投資企業もしくはその投資家は、行政機構およびその職員の行政行為がその合法的権益を侵害したと判断する場合、市商務部門、区人民政府が指定する外商投資部門もしくは機構 (以下、苦情処理機構)に申し立てることが可能である。苦情処理機構は分級責任原則に基づき、関連部門と連携して苦情者が訴えた問題を処理する。

市商務部門は関連部門と外商投資企業の苦情処理合同会議制度を確立し、市レベルで外商投資企業の苦情処理作業を協調・推進し、各区の外商投資企業の苦情処理業務に対し指導・監督しなければならない。市商務部門は、苦情処理業務の規則を改善し、苦情申立方式を整備し、苦情処理の期限を明確にし、公布しなければならない。

第三十八条 本市は、多元化紛争解決プラットフォームをもって、調停、商事仲裁、行政決裁、行政再議、訴訟等が有機的に結びつき、協調し合う多元化紛争解決メカニズムを構築、改善し、外商投資企業に対し効率的、便利な紛争解決チャネルを提供する。

本市は法に基づき設立された仲裁機構が、体制の革新を模索することを奨励・支持し、法律、法規に基づき、また国際商事仲裁の慣例を鑑み、外商投資と適応する仲裁規則を整備し、商事紛争仲裁の国際化のレベルを高め、当事者の意思・判断を尊重し、当事者が法に基づき適用する仲裁手続きと法律規則を選択することを認め、独立、公正、専門、効率的な仲裁サービスを提供する。

外商投資に係る重大、複雑、困難な行政再議案件については、行政再議委員会が審議し、国際経済貿易・投資ルールを熟知する非常勤委員もしくは専門家が参加するよう手配する。

国の統一配置に基づき、国際商事裁判組織の建設を積極的に推進し、国際商事裁判の運営メカニズムを革新し、上海の国際商事紛争解決の需要に適合する裁判体制メカニズムの確立を加速する。

第三十九条 外商投資企業は法に基づき商工会、協会を設立することができ、商工会、協会の入退会を 自主決定する権利を有する。法律、法規に別途規定がある場合を除く。

本市は商工会、協会は法律、法規、規則と定款の規定に基づき、会員の要望を速やかに反映し、会員に対し情報コンサルティング、宣伝・研修、市場開拓、経済貿易交流、権益保護、紛争処理などの面でのサービスを提供する。



第五章 投資管理とサービス

第四十条 外国投資家は外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)に規定された投資制限分野に 投資する場合、出資や上級管理者などに対する特別管理措置の要求を満たさなければならならい。投資 禁止分野に投資してはならない。外国投資家によるネガティブリスト以外の分野への投資について、内 外資一致の原則に基づき管理を実施する。

本市の市場監督管理、発展改革およびその他の業界主管部門が外商投資企業の登記登録、プロジェクトの許可もしくは届出、業界許可などの手続を取り扱う際、ネガティブリストの審査義務を履行し、外国投資家、外商投資企業に対し関連コンサルティングサービスを提供し、部門を跨いだ情報共有を強化しなければならない。他の部門により審査、許可されたものについて、関連部門はネガティブリストの審査プロセスを簡素化しなければならない。

第四十一条 外商投資企業の設立、変更登記を申請する際、申請者はネガティブリストの要求を満たすことを承諾し、かつ提出した定款、協議、議決と就任資格証明書などの資料が真実で、合法的、有効的であることを承諾する場合、市場監督管理部門は提出資料に対し形式審査を行うことができ、資料が揃い、法定形式に適合し、その場で決定を下せる場合は、その場で書面による決定を行わなければならない。法律、法規が別途規定する場合を除く。

第四十二条 外国投資家と外商投資企業が本市において固定資産投資に係る新設もしくは合併買収の プロジェクトを行う場合、国と本市の関連規定に基づき、プロジェクト実施前、投資プロジェクトオン ライン審査監督管理プラットフォームを通じ、発展改革などの部門に外商投資プロジェクトの許可もし くは届出を申請しなければならない。

ネガティブリストにおける非投資禁止項目および国と本市が内外資とも許可の取得が必要だと定めた項目を除き、発展改革等の部門は内外資一致の原則に基づき外商投資プロジェクトに対し届出管理を実行し、外国投資家、外商投資企業がオンラインで提出したプロジェクト関連情報を全部受け取れば、届出完了とする。

本市の外商投資プロジェクトの許可と届出管理規則は市人民政府により制定、公布される。

第四十三条 外国投資家もしくは外商投資企業は、企業登記システム及び企業信用情報開示システムを通じて、商務部門に投資情報を報告しなければならない。市商務部門は外国投資家、外商投資企業による投資情報の報告に対し指導しなければならない。

外商投資情報報告の内容と範囲は確実な必要がある原則に基づき決めており、部門間の情報共有により取得し得る情報につき、再度報告・提供を求めてはならない。市の商務、市場監督管理部門は関連業務システムの接続と業務上の連携を着実に行わなければならない。



第四十四条 本市の関連部門は、国の外資投資安全審査制度と業務要求に基づき、国による関連業務の 展開に協力しなければならない。

第四十五条 市の発展改革、商務、経済情報化部門は、関連部門、関係区人民政府と連携し、重大外商 投資プロジェクトサービス制度を確立・整備しなければならない。重大外商投資プロジェクトリストに 記載されているものについて、専門窓口の設立、「ワンストップ式」サービスの提供等の方式を通じて、 参入、計画、土地利用、環境保護、エネルギー使用、建設、外貨などの事項を協働的に推進し、プロジェクトのスタートを支援する。そのうち、本市の重大プロジェクトに関する規定に適合する場合、市レベル重大プロジェクトの建設協調体制に組み入れて推進する。

第四十六条 本市は外商投資企業と政府間の意思疎通メカニズムを構築・整備する。

市、区人民政府及び関連部門は、円卓会議の定期的開催または実地訪問、アンケート調査、オンライン意見募集など多様な方法で、外商投資企業の意見やアドバイスを取り入れ、企業が生産・経営活動において直面している問題を速やかに認識し、解決するよう協力し、関連政策と措置を検討・改善しなければならない。

外国投資家、外商投資企業は、「12345」ホットライン、企業サービス・クラウド、外商投資促進サービス・プラットフォーム、商工会、協会などのチャネルを通じ、関連の要望と意見・アドバイスを提出することができる。関連部門は速やかに検討・対応しなければならない。

第四十七条 本市の科学技術、出入国管理部門は外商投資企業の外国籍職員に対し、就労許可や出入国、 滞在・在留などに便利を提供する。「外国人就労・在留の単一窓口」を通じ就労と在留の許可手続きを 行う場合、7 営業日以内に1回で完了しなければならない。

本市の科学技術部門は外商投資企業が採用した外国籍のハイテク分野の人材、技能型人材およびその他の認定された緊急・不足人材の就労許可手続きに対し、年齢、学歴、職歴の制限を若干緩和することが可能である。

外商投資企業の招待を受けてビジネス・貿易活動を展開する外国籍者に対し、出入国管理、国境検査 部門は規定に基づき、オンアライバルビザの発給、トランジットビザ免除の便宜を与えなければならない。

第四十八条 市商務部門は関連部門と連携し、「一括対応オンラインシステム」をもって、外国籍などの人員および外商投資企業に対しサービス項目リスト、実務手引きなどの英訳ガイドサービスを提供する。

第四十九条 市、区人民代表大会常務委員会は特別活動報告の聴取、法執行検査の展開等の方式で、本 行政区域内の外商投資活動への監督を強化する。

市、区人民代表大会常務委員会は代表の役割を十分に発揮し、外商投資につき代表を動員し特別調査



研究と視察等の活動を展開し、外国投資家、外商投資企業の意見・アドバイスをまとめて反映し、外商 投資に係る各作業が着実に実施されるよう督促する。

第六章 附則

第五十条 香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の投資家および国外に定住している中国人が本市に投資する場合は、本条例を適用する。法律、行政法規もしくは国務院の別途規定がある場合、その規定を適用する。

第五十一条 本条例は 2020 年 11 月 1 日から施行する。



(中国語原文)

上海市人民代表大会常务委员会公告 第 45 号

《上海市外商投资条例》已由上海市第十五届人民代表大会常务委员会第二十五次会议于 2020 年 9 月 25 日通过,现予公布,自 2020 年 11 月 1 日起施行。

上海市人民代表大会常务委员会 2020年9月25日

上海市外商投资条例

(2020年9月25日上海市第十五届人民代表大会常务委员会第二十五次会议通过)

第一章 总则

第一条 为了进一步推进本市更高水平对外开放,促进和稳定外商投资,保护外商投资合法权益,加快形成全面开放新格局,根据《中华人民共和国外商投资法》《中华人民共和国外商投资法实施条例》等法律、行政法规,结合本市实际,制定本条例。

第二条 本市行政区域内的外商投资及其促进、保护、管理、服务等工作,适用本条例。

第三条 本市遵循市场化、法治化、国际化、便利化原则,全面落实外商投资国民待遇,建立和完善外商 投资促进与保护机制,营造稳定、透明、可预期和公平竞争的市场环境,提升对外开放水平。

第四条 本市全面落实外商投资准入前国民待遇加负面清单管理制度。在外商投资准入负面清单之外的领域,本市各级人民政府及其部门不得针对外商投资设置准入限制。

本市根据国家规定,在设立、运营、处置等各阶段给予外国投资者及其投资不低于类似情形下给予本国 投资者及其投资的待遇。

第五条 市、区人民政府应当加强对外商投资工作的组织领导、统筹推进,制定外商投资促进和便利化政策措施,建立健全与外商投资有关的议事协调机制,及时协调、解决外商投资工作中的重大问题。

市商务、发展改革部门按照职责分工,负责外商投资促进、保护、管理和服务等工作;市其他有关部门 在各自职责范围内,开展外商投资相关工作。

区人民政府负责外商投资工作的部门(以下简称区商务部门)及其他有关部门按照职责分工,开展本区外商投资促进、保护、管理和服务等工作。



第六条 市、区商务部门牵头协调外国投资者、外商投资企业提出的跨部门、跨区域问题。各相关部门应 当按照各自职责,积极推进解决,并将处理结果向市、区商务部门反馈。市、区商务部门应当及时将处理 结果向外国投资者、外商投资企业反馈。

第七条 外商投资企业职工依法建立工会组织,开展工会活动,维护职工的合法权益。外商投资企业应当为本企业工会提供必要的活动条件。

第二章 扩大开放

第八条 本市强化开放枢纽门户功能,按照国家对外开放总体部署,实施高标准国际投资贸易通行规则,推进从商品和要素流动型开放向规则、规制、管理、标准等制度型开放拓展,在更深层次、更宽领域,以更大力度推动全方位高水平开放。

第九条 本市根据国家有关服务业领域对外开放的部署,推动落实银行、证券、保险、期货、信托投资、资产管理、信用评级等金融领域率先开放,有序推进电信、互联网、医疗、交通运输、文化、教育等领域扩大开放,并主动争取国家其他服务业扩大开放政策措施在本市先行先试。

第十条 中国(上海)自由贸易试验区(以下简称自贸试验区)应当发挥扩大开放试验田作用,加大对外 开放力度,对标最高标准、最好水平,根据国家部署实行外商投资试验性政策措施,承担开放压力测试任 务,积累可复制可推广经验。

有关外商投资试验性政策措施,本市可以在自贸试验区以外更大地域范围内适用,但国家明确仅适用于 自贸试验区的除外。

第十一条 中国(上海)自由贸易试验区临港新片区(以下简称临港新片区)应当选择符合国家战略、国际市场需求大、对外开放度要求高的重点领域,开展差异化探索,实施更加开放的外商投资自由化便利化政策和制度,推动实现投资经营便利、货物自由进出、资金流动便利、运输高度开放、人员自由执业、信息快捷联通,根据国家规定实施具有国际竞争力的税收制度和政策,打造更加具有国际市场影响力和竞争力的特殊经济功能区。

第十二条 本市根据长江三角洲(以下简称长三角)地区一体化发展国家战略,依托长三角区域工作协作 机制,协同推进重点领域对外开放,不断提升长三角地区高质量对外开放整体水平。以长三角生态绿色一 体化发展示范区建设为重点和平台,探索形成创新发展制度优势,增强开放联动效应,引导外商投资产业 合理布局。推动完善统一的长三角生态绿色一体化发展示范区政府核准的投资项目目录,对目录以外的外 商投资项目实行备案。推动外商投资企业登记标准、办理流程和办理模式统一。建立统一的外国高端人才



工作许可互认和服务制度。

进一步强化虹桥商务区联通国际功能,聚焦发展现代服务业,深化与长三角的协同联动,打造虹桥国际开放枢纽。

第十三条 本市有关部门应当充分发挥中国国际进口博览会(以下简称进口博览会)对扩大开放的溢出效应,发挥进口博览会国际采购平台、投资促进平台、人文交流平台、开放合作平台作用,强化对进口博览会参展商对接服务,策划和开展贸易投资配套活动,推动进口博览会与投资促进活动协调联动。

第十四条 对扩大开放领域需要国家层面立法保障的,本市应当加强与国家有关部门的沟通,建议对有关 法律、行政法规、国务院决定以及部门规章等进行调整适用。

有关法律、行政法规和国务院决定等已对外商投资相关规定作出调整适用,除同时明确须由国家有关部 门制定或者调整相关管理办法外,本市应当即时贯彻落实。

第三章 投资促进

第十五条 市、区人民政府应当建立健全由政府主导,专业机构、商会、协会和企业等共同参与的外商投资促进服务体系,为外国投资者、外商投资企业提供全方位、精准化的投资促进服务。

第十六条 本市建立统一的外商投资促进服务平台,归集外商投资相关法律、法规、规章、规范性文件、政策措施,发布行业动态、投资促进项目信息等,线上线下联动提供投资资讯、项目配对、投资对接等服务。

外商投资促进服务平台应当逐步拓展多语种信息服务。

第十七条 市、区人民政府及有关部门应当开展城市推介、区域推介、专题推介、集中签约等多种形式的 投资促进活动。

市外商投资促进机构应当宣传上海投资环境,开展投资促进活动,接受外国投资者、外商投资企业的业务咨询,指导各区、自贸试验区、临港新片区、国家级和市级开发区、虹桥商务区等设立的投资促进机构开展外商投资促进工作。

支持各类投资促进机构在境内外开展投资促进活动,推动投资促进与会展、文化、科技、体育、旅游等大型国际活动联动,拓展引资渠道,提升引资质量。



市商务部门应当会同市外事部门对本市在境外开展的外商投资促进活动进行统筹、指导和服务。

第十八条 本市加强与国际友好城市、友好组织以及其他境外城市、地区在投资经贸领域的交流和合作。

市商务部门、市外商投资促进机构等应当加强与境外驻沪投资促进机构等的联系,建立投资促进合作关系,根据实际需要在境外设立投资促进机构,推动完善海外投资促进网络。

本市在境外设立的投资促进机构应当加强与市、区有关部门以及园区的对接,加强与本市企业海外办事 机构的联动,共同做好项目引进等服务工作。

第十九条 市商务部门应当会同有关部门定期编制外商投资指南、外商投资环境白皮书等指引,以中英文等语种公布,并及时更新。区商务部门应当根据实际情况,编制本区外商投资指引。

外商投资指引应当包括本区域经济社会基本情况、重点区域、优势领域等投资环境介绍、外商投资办事 指南、投资促进项目信息以及相关数据信息等内容。

第二十条 鼓励和引导外国投资者在国家《鼓励外商投资产业目录》和本市重点发展领域内进行投资。

外国投资者投资《鼓励外商投资产业目录》内的项目,按照规定享受税收、用地等优惠政策。外商投资 鼓励类项目确认手续,通过投资项目在线审批监管平台办理。

外国投资者投资市、区重点发展领域内的项目,市、区人民政府可以在权限范围内制定相关费用减免、 用地指标保障等鼓励措施。

第二十一条 本市打造高水平总部经济平台,鼓励外国投资者在本市设立跨国公司地区总部和各类功能性 机构,支持其集聚业务、拓展功能,升级为亚太总部、全球总部。跨国公司在沪总部及功能性机构可以享 受资金资助和人员出入境、人才引进、资金结算、贸易物流、物品通关等便利化政策。

市商务部门应当会同有关部门持续创新政策举措,做好跨国公司地区总部和各类功能性机构的引进、认定和服务等工作。

本市鼓励外国投资者在本市设立投资性公司,支持投资性公司依法开展投资活动,为其股权交易、资金进出等提供便利。

第二十二条 鼓励外国投资者在本市设立外资研发中心,并升级为全球研发中心。外资研发中心由市商务部门认定。市商务、科技、发展改革等部门应当对经认定的外资研发中心在参与政府科研项目、研发成果



产业化、国际国内专利申请、研发用品进口等方面加强服务、提供便利。

鼓励外国投资者在本市设立开放式创新平台,聚合先进技术、专家、资金、成果、实验设施等资源,推动中小企业、创新团队与跨国公司对接,提升创新水平。

第二十三条 本市鼓励在沪金融机构为外商投资企业提供多渠道融资。外商投资企业可以依法通过银行贷款,在中国境内或者境外公开发行股票、公司债券等证券,公开或者非公开发行其他融资工具、借用外债等方式进行融资。

本市金融机构根据国家跨境融资管理政策,为外商投资企业开展本外币跨境融资提供相应便利。

第二十四条 鼓励外商投资企业依法在境内进行再投资。

外国投资者以其在中国境内的投资收益在中国境内扩大投资,可以依法享受企业利润再投资暂不征收预 提所得税等优惠待遇。

第二十五条 区人民政府可以在法定权限内制定外商投资促进激励措施,对本区域经济社会综合贡献度高的外商投资企业,以及对外商投资促进工作有突出贡献的机构和人员给予奖励。

第四章 投资保护

第二十六条 市、区人民政府及有关部门实施政府资金安排、土地供应、税费减免、资质许可、标准制定、项目申报、职称评定、人力资源等支持企业发展的政策措施,应当依法平等对待外商投资企业。

外商投资企业通过本市公共资源交易平台,依法平等参与政府采购、招标投标、土地出让、产权交易等 活动。

第二十七条 本市对外国投资者的投资依法不实行征收。特殊情况下,为了公共利益的需要,依照法律规 定对外国投资者的投资实行征收的,应当严格遵守法定程序,以非歧视性的方式进行,并按照被征收投资 的市场价值及时给予补偿。

为应对自然灾害、公共卫生事件等突发事件,市、区人民政府及其有关部门可以依法征用外商投资企业的财产,或者要求生产、供应生活必需品和应急救援物资的外商投资企业组织生产,保证供应。被征用的财产在使用完毕或者突发事件应急处置工作结束后,应当及时返还。外商投资企业的财产被征用或者征用后毁损、灭失的,应当依法给予补偿。



第二十八条 外国投资者在中国境内的出资、利润、资本收益、资产处置所得、取得的知识产权许可使用费、依法获得的补偿或者赔偿、清算所得等,可以依法以人民币或者外汇自由汇入、汇出。外商投资企业的外籍职工和香港、澳门、台湾职工的工资收入和其他合法收入,可以依法自由汇出。任何单位和个人不得违法对币种、数额以及汇入、汇出的频次等进行限制。

鼓励本市银行业金融机构加大金融科技应用,为外商投资企业提供涉外收支便利化和结算电子化服务, 探索实施外籍和香港、澳门、台湾职工薪酬购汇便利化措施。

第二十九条 本市依法严格保护外国投资者、外商投资企业的知识产权,推进跨区域、跨部门知识产权快速协同保护机制建设,不断完善司法和行政执法知识产权保护体系,依法惩处侵犯外国投资者、外商投资企业知识产权的行为。

本市各级人民法院对于外国投资者、外商投资企业涉及知识产权的证据保全、行为保全申请,应当快速受理和审查,依法裁定并立即执行。对于重复侵权、恶意侵权以及其他具有严重侵权情节的侵权行为,依法适用惩罚性赔偿等惩处措施。适时出台有关法律适用指引,发布中英文知识产权司法保护典型案例。

第三十条 本市有关部门应当建立健全内部管理制度,采取有效措施,保护履行职责过程中知悉的外国投资者、外商投资企业的商业秘密。依法需要与其他部门共享信息的,应当对信息中含有的商业秘密进行保密处理,防止泄露。

本市各级人民法院应当加强商业秘密司法保护、依法适用证据规则、减轻权利人的维权负担。

第三十一条 本市鼓励并依法保障外国投资者、外商投资企业基于自愿原则和商业规则,与本市各类市场主体、科研主体开展技术合作。

第三十二条 本市依法保障外商投资企业公平参与政府采购。

本市在政府采购信息发布、供应商条件确定、评标标准等方面,不得对外商投资企业实行差别待遇或者 歧视待遇,不得限定供应商的所有制形式、组织形式、股权结构或者投资者国别,以及产品或者服务品牌 等,不得对外商投资企业在中国境内生产的产品、提供的服务和内资企业区别对待。

第三十三条 本市制定与外商投资有关的地方性法规、规章、规范性文件,起草部门应当充分听取外商投资企业和有关商会、协会等方面的意见建议。

制定涉及外商投资的规范性文件,应当按照规定进行合法性审核,没有法律、行政法规依据的,不得减损外商投资企业的合法权益或者增加其义务。



本市制定与外商投资企业生产经营活动密切相关的规范性文件和政策措施,应当在施行前留出必要的适应调整期,但国家另有规定以及公布后不立即施行将有碍施行的除外。

制定机关公布与外商投资密切相关的地方性法规、规章、规范性文件,应当以易读易懂的方式进行解读,提供相应的英文译本或者摘要,并可以根据实际情况,提供多语种译本或者摘要。

第三十四条 市、区人民政府及其有关部门在其法定权限内向外国投资者、外商投资企业依法作出的书面 政策承诺以及依法订立的各类合同,应当严格履行,不得以行政区划调整、政府换届、机构或者职能调整 以及相关责任人更替等为由违约毁约。

市、区人民政府及其有关部门因超出法定权限导致承诺、合同无效或者无法执行的,应当依法承担法律责任。

第三十五条 本市保障外商投资企业依法平等参与地方标准的制定、修订工作,对于与外商投资企业生产 经营密切相关的地方标准,应当充分听取外商投资企业的意见,探索提供标准征求意见稿的英文译本或者 摘要。外商投资企业可以推荐代表参加本市相关专业标准化技术委员会。鼓励外商投资企业代表参加全国 专业标准化技术委员会。市场监管部门和有关部门应当依法公开地方标准制定、修订的全过程信息,为外商投资企业参与地方标准起草相关工作、标准翻译以及标准国际化合作等提供便利和指导。

不得利用标准以及地方标准指导性技术文件、实施妨碍外商投资企业参与公平竞争的行为。

第三十六条 外商投资企业可以依法从事本市供水、供气、污水处理、垃圾处理,以及城市道路、公路、城市轨道交通和其他公共交通等建设、运营项目特许经营活动。

本市城市基础设施领域特许经营政策、依法同等适用于外商投资企业。

第三十七条 外商投资企业或者其投资者认为行政机关及其工作人员的行政行为侵犯其合法权益的,可以 向市商务部门、区人民政府指定的外商投资部门或者机构(以下简称投诉工作机构)投诉。投诉工作机构 应当按照分级负责原则,会同有关部门处理投诉人反映的问题。

市商务部门应当会同有关部门建立外商投资企业投诉工作联席会议制度,协调、推动市级层面的外商投资企业投诉工作,指导、监督各区外商投资企业投诉工作。市商务部门应当完善投诉工作规则、健全投诉方式、明确投诉处理时限,并对外公布。

第三十八条 本市依托多元化纠纷解决平台,建立和完善调解、商事仲裁、行政裁决、行政复议、诉讼等



有机衔接、相互协调的多元化纠纷解决机制,为外商投资企业提供高效、便捷的纠纷解决途径。

本市鼓励和支持依法设立的仲裁机构探索体制机制创新,依据法律、法规并借鉴国际商事仲裁惯例,完善与外商投资相适应的仲裁规则,提高商事纠纷仲裁的国际化程度,尊重当事人意思自治,允许当事人依法选择适用仲裁程序和法律规则,提供独立、公正、专业、高效的仲裁服务。

涉及外商投资的重大、复杂、疑难行政复议案件,应当由行政复议委员会审议,并安排熟悉国际经贸投资规则的非常任委员或者专家参与。

根据国家统一部署,积极推动国际商事审判组织建设,创新国际商事审判运行机制,加快形成与上海国际商事纠纷解决需求相适应的审判体制机制。

第三十九条 外商投资企业可以依法成立商会、协会,有权自主决定参加或者退出商会、协会,法律、法规另有规定的除外。

本市支持商会、协会依照法律、法规、规章和章程的规定,及时反映会员的诉求,为会员提供信息咨询、宣传培训、市场拓展、经贸交流、权益保护、纠纷处理等方面的服务。

第五章 投资管理与服务

第四十条 外国投资者在外商投资准入特别管理措施(负面清单)规定限制投资的领域投资的,应当符合股权、高级管理人员等特别管理措施的要求,不得投资禁止投资的领域。外商投资准入负面清单以外的领域,按照内外资一致的原则实施管理。

本市市场监管、发展改革以及其他行业主管部门在依法办理企业登记注册、项目核准或者备案、行业许可等事项时,应当履行负面清单审核职责,为外国投资者、外商投资企业提供相关咨询服务,并加强跨部门信息共享,对经其他部门审核通过的,相关部门应当简化负面清单审核流程。

第四十一条 申请外商投资企业设立、变更登记时,申请人承诺符合负面清单要求,并承诺所提交的章程、协议、决议和任职资格证明等材料真实、合法、有效的,市场监管部门可以对提交的材料进行形式审查,材料齐全、符合法定形式,能够当场作出决定的,应当当场作出书面决定,但法律、法规另有规定的除外。

第四十二条 外国投资者、外商投资企业在本市新建或者并购涉及固定资产投资的项目,应当按照国家和本市相关规定,在项目实施前通过投资项目在线审批监管平台,向发展改革等部门申请办理外商投资项目核准或者备案。



除负面清单内非禁止投资的项目以及国家和本市规定内外资均需核准的项目实施核准管理外,发展改革等部门应当按照内外资一致原则对外商投资项目实行备案管理,收到外国投资者、外商投资企业在线提交的项目全部信息后即为备案。

本市外商投资项目核准和备案管理办法,由市人民政府制定发布。

第四十三条 外国投资者、外商投资企业应当通过企业登记系统以及企业信用信息公示系统,向商务部门报送投资信息。市商务部门应当为外国投资者、外商投资企业报送投资信息提供指导。

外商投资信息报告的内容和范围按照确有必要的原则确定,能够通过部门共享获得的信息,不得再行要求报送。市商务、市场监管部门应当做好相关业务系统的对接和工作衔接。

第四十四条 本市有关部门应当按照国家外商投资安全审查制度和工作要求,配合国家开展相关工作。

第四十五条 市发展改革、商务、经济信息化部门应当会同有关部门、相关区人民政府建立健全重大外商 投资项目服务制度。对列入重大外商投资项目清单的,通过建立绿色通道、提供"一站式"服务等方式, 统筹推进准入、规划、用地、环保、用能、建设、外汇等事项,并支持项目落地。其中,符合本市重大工 程项目规定的,纳入市级重大工程建设协调机制予以推进。

第四十六条 本市建立健全与外商投资企业的政企沟通机制。

市、区人民政府及有关部门应当通过定期召开"圆桌会议"或者实地走访、问卷调查、网络意见征询等 多种方式,听取外商投资企业意见建议,及时了解并帮助企业解决生产经营中遇到的问题,研究完善相关 政策措施。

外国投资者、外商投资企业可以通过"12345"热线、企业服务云、外商投资促进服务平台、商会、协会等渠道,反映相关诉求和意见建议,有关部门应当及时研究处理。

第四十七条 本市科技、出入境管理部门为外商投资企业外籍职工提供工作许可和出入境、停居留等便利,通过"外国人工作、居留单一窗口"办理工作许可和居留许可的,应当在七个工作日内一次办结。

本市科技部门对于外商投资企业引进的外籍高科技领域人才、技能型人才以及其他经认定的急需紧缺人才办理工作许可,可以适当放宽年龄、学历、工作经历等限制。

对接受外商投资企业邀请开展商务贸易的外籍人员,出入境管理、边检部门应当按照规定,给予口岸签证和过境免签便利。



第四十八条 市商务部门会同有关部门依托"一网通办"开设涉外服务专窗,为外籍等人员和外商投资企业提供服务事项清单、办事指南等英文指引服务。

第四十九条 市、区人民代表大会常务委员会通过听取专项工作报告、开展执法检查等方式,加强本行政 区域内外商投资工作监督。

市、区人民代表大会常务委员会充分发挥代表作用,组织代表围绕外商投资开展专题调研和视察等活动, 汇集、反映外国投资者、外商投资企业的意见建议,督促有关方面落实外商投资的各项工作。

第六章 附则

第五十条 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区投资者,以及定居在国外的中国公民在本市投资, 参照本条例执行:法律、行政法规或者国务院另有规定的,从其规定。

第五十一条 本条例自 2020 年 11 月 1 日起施行。

【照会先】

担当者:中国アドバイザリー部・総括チーム 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext: 1185)

E-mail: uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。 本ビジネス・エクスプレスは原則、週次を目途に発行しております。

Copyright © 2020 Mizuho Bank (China), Ltd

- 1. 本件記載の情報は、法律上・会計上・税務上の助言を含むものではありません。 法律上・会計上・税務上の助言を必要とされる場合には、それぞれの専門家にご相談ください。
- 2. 本件記載の情報の開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。 当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 3. 本件記載の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本件の一部または全部について 無断で、いかなる方法においても複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与等を行うことを禁止します。
- 4. 本件記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらず一切責任を負いません。